

## 科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 7 日現在

機関番号：13401

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2012

課題番号：23720364

研究課題名（和文）ハンガリーにおける初期ジャコバン主義の生成と展開に関する研究

研究課題名（英文）A study of the formation and development of early Hungarian Jacobinism

研究代表者

中澤 達哉 (NAKAZAWA TATSUYA)

福井大学・教育地域科学部・准教授

研究者番号：60350378

研究成果の概要（和文）：

本研究は、ハンガリーの初期ジャコバン主義における「王のいる共和政」論の存在を指摘し、その特徴—近世ハプスブルク朝ヨーゼフ主義の啓蒙絶対主義と世襲君主政を媒介とする、イギリスの制限君主制およびフランス・ジャコバン主義の共和思想の融合過程—を解明した。初期ジャコバン主義は、ハプスブルク朝による封建制の緩和ないしは撤廃をめざす啓蒙改革を補強するために「世襲王政の共和国」論を構築する一方で、「選挙王政の共和国」を実現していた中世ハンガリー王国のいわゆる共和主義的伝統をも尊重していた。

研究成果の概要（英文）：

This study emphasized the existence of the constitutional theory of a ‘republic with king’ in early Hungarian Jacobinism (1792-93) and clarifies its characteristics: the fusion of the English limited monarchy and the French republican Jacobinism through the medium of early modern Habsburg Josephism’s enlightened absolutist and hereditary monarchy. Early Hungarian Jacobinism constructed this theory of a ‘republic with hereditary king’ in order to reinforce the enlightened absolutist reforms of the Habsburgs for the deregulation or abolition of feudalism in Hungary. On the other hand, though, it also respected and revived the so-called republic tradition of the elective monarchy from late-medieval Hungary.

交付決定額

(金額単位：円)

|       | 直接経費      | 間接経費    | 合計        |
|-------|-----------|---------|-----------|
| 交付決定額 | 1,200,000 | 360,000 | 1,560,000 |

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・西洋史

キーワード：東欧近現代史 ジャコバン主義 共和主義 ハンガリー

## 1. 研究開始当初の背景

近世史家ジョン・ポーコックは、ルネサンス期のフィレンツェで生まれた市民的人文主義を近世共和主義の知的言説の一つの様式と捉え、そのイギリスとアメリカへの拡大を分析して「共和主義の大西洋的伝統」の存在を主張した。この斬新で大胆な機軸は高く評価されなければならないが、一方で、そのやや一面的な把握にはヨーロッパ各地の歴

史研究から深刻な批判が寄せられているのもまた事実である。昨今の近世共和主義研究では、広くヨーロッパにおける市民的人文主義の「多様な受容」の仕方およびそれらの「相互作用」の解明のほうがむしろ重要になっている。

上記の近世共和主義に対するのと同様の視座は、「近代」共和主義研究、とりわけ、フランス・ジャコバン主義のヨーロッパ各地

への伝播と受容に関する研究にもあてはまるのではないかと考える。もとよりフランス・ジャコバン主義は特定の思想を指したのではなく、革命を志してジャコバン・クラブに属した知識人たちの総称にすぎなかった。やがて 1789 年以降の革命の進展と軌を一にして、91 年に立憲君主制を支持するフイヤン派、92 年には穏健共和派のジロンド派が脱退し、最終的にロベスピエールらを中心とする急進共和派の山岳派がクラブに残ることになった。今日では一般に、山岳派を指してジャコバン派ないしはジャコバン主義者という語が使用されている。

このジャコバン主義のヨーロッパ各地への拡大と受容、その展開に関しては、ドイツ・ジャコバン主義とフランス植民地地下にあったサン＝ドマング（ハイチ）のジャコバン主義、いわゆるブラック・ジャコバンに関する研究に端的に表れるように、1930 年代から実証的な考察がはじまった。しかし、豊かな研究蓄積を有するほどに活況を呈したのは、第二次世界大戦を経た 1950 年代以降であった。戦後の実証研究の多くは、とりわけイングランド、アメリカ、ドイツ、ハンガリーの運動に焦点をあてたが、特に後二者については、政治的に挫折する運動と把握しながらも、それらを社会史的・民衆史的な見地から再検討することによって、失われた可能性の意義を再評価しようとする傾向があった。さらに、1990 年代から 2000 年代にかけて、ポストモダンやポストコロニアルにも関心を寄せるようになった歴史研究を通じて、いま一度、ハイチのブラック・ジャコバンが脚光を浴び人口に膾炙するようになっていく。

本研究が分析の対象とするハンガリー・ジャコバン主義、とりわけその初期（1792-93 年）の思想と運動は、従来の社会史やポストモダンの観点というより、当時のジャコバン主義者が真正面から論じた政体論の観点からいまだ検討の余地が残されている貴重な素材である。またそれは、冒頭でも述べたフランス・ジャコバン主義の東欧への伝播・受容・展開を理解するうえでもきわめて有益である。というのも、特権諸身分が君主との間で国家権力を分有するような、中世後期から近世にかけてのハンガリー王国における合意型の身分制的君主政は、ポーランドなどの他の東中欧諸国と同様、しばしば「共和政」と認識される伝統があったからである。この共和主義は、いわゆる近代の「王のいない共和政」と異なり、「王のいる共和政」に他ならなかった。この文脈に立つ共和政の強固な伝統がある国において、ジャコバン主義はどのように受容されたのであろうか。どのように変質をきたしたのだらうか。あるいは、普遍主義と伝統は相互にいかなる作用を及ぼしあったのであろうか。旧ハンガリー王国の

後継国家の歴史研究、例えばマジャール史学、スロヴァキア史学、クロアチア史学のなどは、こうした疑問に答えることはなかった。むしろ各史学は、後期ジャコバン主義思想（1793-95 年）の理論的発展の最終段階にあたる「王のいない共和政」論、すなわち、各民族自治に基づく「ハンガリー連邦共和国」構想を根拠に、後期の思想を民族史観の上に立つ国民史の叙述のなかで高く評価した。この結果、初期ジャコバン主義の「王のいる共和政」論は社会主義期から現在までの時期を通してほぼ等閑視されてきたといつてよい。

## 2. 研究の目的

本研究は、1790 年代のハンガリーにおける初期ジャコバン主義の生成と展開を、ジャコバン主義の主たる理論家 I. マルティノヴィチ（I. Martinovics）と J. ハイノーツイ（J. Hajnóczy）の「王のいる共和政」論に焦点を当てながら、中世後期以来のハンガリーの共和主義的伝統との関連において解明することを目的とする。これによって、ヨーロッパのジャコバン主義の多様性を確認するとともに、「王のいる共和政」という近代ヨーロッパ共和主義における新たな側面の通時的・動態的把握を可能とし、ヨーロッパの共和政史研究に総合的な分析枠を提示することを意図している。

## 3. 研究の方法

2 年の研究期間をかけて以上の目的を果たすため、研究初年度にあたる 2011 年度においては、(1) 方法論的な分析枠の構築、(2) 個別の実証研究を進めるための史料収集と分析、という 2 つの作業を行った。(1) に関しては、① ハンガリー王国の後継国家におけるハンガリー・ジャコバン主義に関する先行研究の整理と批判的検討（特にマジャール史学、スロヴァキア史学）、② 他のヨーロッパ地域におけるジャコバン主義に関する研究文献の整理と批判的検討、③ ジャコバン主義全般に関する理論的研究の整理と批判的検討、を中心に行った。(2) については、① ハンガリー国立文書館において本研究に不可欠な貴重史料十数点を入手したほか、② スロヴァキア科学アカデミー歴史学研究所ではハンガリー・ジャコバン主義関連のハンガリー語・スロヴァキア語関連資料群を収集した。③ 史資料の解読にあたっては、ハンガリー王国近世史とジャコバン主義問題に精通したハンガリー中央ヨーロッパ大学のバラージュ・トレンチャーニ准教授とスロヴァキア科学アカデミー歴史学研究所のエヴァ・コヴァルスカ主任研究員およびミラン・ポドリマウスキー主任研究員、さらに、オックスフォード大学歴史学部近代史欽定講座名誉教授の R. J. W. エヴァンズ氏に、本研究の分析枠について助言を主とする研究

協力を仰いだ。

研究2年目の2012年度には、前年度構築した分析枠に基づき、史料の補完及び分析を進め、成果を内外で公表することに努めた。

#### 4. 研究成果

2年にわたるハンガリーおよびスロヴァキア出張で収集した史資料の解読に多くの時間を割いた。特にハンガリー国立文書館で入手した史料十数点は、初期ジャコバン主義の規模や活動の実態など、その全容を把握するために不可欠な貴重史料であった。なかでも、これまで注目されなかった史料、すなわちハイノーツィ著の「ハンガリーに与える新たな国制の構想」(Entwurf einer neuen für Ungarn bestimmten Konstitution 以下「構想」)(1793年夏)で展開されている「王のいる共和政」論の性質と骨格を解明することができた。まず第1章「ハンガリーの名称および区分について」の第一項で、「ハンガリーは将来、独立共和国(Republik)となる」と表明した。続けて、第3章の「ハンガリー国民の主権について」の第15項から17項においてこの共和国の主権を定義している。「第15項 主権は国民に存する。」「第16項 国民は王、貴族、民衆からなる。」「第17項 王は主権において第一身分を形成する。貴族は多様な称号を保持し、第二身分をなす。民衆が第三身分を形成する」とある。つまり、「構想」では、王政の廃止による共和政の樹立をめざした翌年の「改革派問答書」や「自由・平等問答書」の主張とは異なり、来る「ハンガリー共和国」には「王」が存在することが明言されている。「構想」が求める Republik は、王政・貴族政・民主政の混合という、キケロ的な混合政体に近似しており、君主の有無にかかわらず公共善の実現をめざす国家、つまり古典的な共和国を想起させるものである。

さらに第78、79、82項では、近世ハンガリー王国で王位を独占してきたハプスブルク家に世襲王位継承権を改めて承認している。この点で、ハンガリー初期ジャコバン主義は、フランス・ジャコバン主義と異なり、きわめて王党派的であることがわかる。しいていえば、立憲君主制を支持しジャコバンを脱退したフイヤン派に近いだろう。なによりも、すべての行政権を掌握する君主に対して父祖の時代から伝来する世襲的統治権を独占的に与え、この状態の君主を「祖国の父」と表現するところに、家父長制国家あるいは家産制国家の要素すら感じさせるのである。

さらに、こうした「王のいる共和政」論は必然的に、王のいる伝統的な社会構造を是認することをも意味した。「構想」第14章「ハンガリー市民の状態について」の第108～109項では、王のいるハンガリー共和国には旧来

の身分制社会が保存され貴族とその特権的地位が残存することが表明されている。

このように基本的に身分制社会は維持されることになるが、一方で、第112、119、120項における、土地所有権より自然権を優先して農奴解放を求める見解を知ると、旧来の社会を漸進的に改編しようとするハイノーツィないしはマルティノヴィチの保守改良主義的な思想の存在に気づくことになる。実は、この非特権身分への対応のなかに、初期ジャコバン主義、とりわけハイノーツィに対するロベスピエールの思想の間接的な影響を見出すことができる。つまり、ハイノーツィは、ロベスピエールのように所有権に対して人間の自然権を優先させたが、ハンガリーの現実に直面して、農民の自然権の観点から賦役を撤廃するもののこれに小借地のみを与え、従来の貴族の土地所有に一定の制限を施すという現実路線を選択したのである。しかしより重要なのは、こうした自然権にもとづく一般意志を個別的利害に優越させる唯一の手段として、ロベスピエール流の急進的共和政下の独裁でなく、啓蒙専制君主の世襲統治を指定したことである。これは、「公権力が一般意志に仕えているとき共和国は自由である」とのロベスピエールの確信を、「啓蒙君主が公けに奉仕している限り共和国は自由である」というように、ある意味、逆手に取った共和政論であるといえる。

なお、翌年の「改革派問答書」で主張される民族別のハンガリー連邦共和国の建国は、「構想」の第17章第136項および138項で論じられている。それによれば、各民族の自治単位は州であった。民族はそれ自体で主権を有さないため州はみずからの最高立法会議をもたないが、とはいえ州は自らの民族語を教育現場や官公庁で排他的に使用する権利を有するとされた。国会にあたる最高立法会議には州代表の貴族と民衆が参加することが想定されていたが、より厳密には、州から民族代表の貴族および民衆が参加することが展望されていたことになる。実はこの最高立法会議の構成にこそ、初期ジャコバン主義の共生論が色濃く刻印されていた。後期が身分制の打倒のうえに諸民族の共生をめざしたのに対して、初期は王を含めた「諸身分」の共存を前提に、「諸民族」の共生が展望された。主権はいつそう分散することになり、フランス・ジャコバン主義の主権論と大きく乖離するものとなった。近世ハプスブルク帝国の複合的君主政体に特有の身分的・地域的・社团的共生が、近代の国民(民族)別の共生と混合したものといえる。

さて、1793年夏の「構想」までのハイノーツィの活動は、端的に言えば、議会への提言を通じてヨーゼフ二世が掲げた啓蒙改革を実現することに向けられていた。フランス革

命勃発後の90年から93年までの時期に、かれが議会に提起した改革案は基本的に同じ主張の繰り返しであった。その意味では、なぜ初期に「王のいる共和政」を主張したのかという疑問については、単に従来の主張の延長線上にあったと答えることができるだろう（むしろなぜ94年に後期の「王のいない共和政」に転じたのかのほうが検討すべき事柄になる）。初期の政体思想においてとりわけ重要なのは、1790年の「ハンガリー議会における法案提出の形態」（Ratio proponendarum in comitiis Hungariae legum 以下「形態」）、そして、同じく90年の「ハンガリー王権の制限に関する政治公共的論議」（Dissertatio politico-publica de regiae potestatis in Hungaria limitibus 以下「王権の制限」）である。このうち、93年1月に国王フランツ二世がハイノーツィを危険視するきっかけとなったのが「王権の制限」である。この論文はハンガリーの選挙王政の伝統から論が説き起こされる。つまり、国王選挙によって戴冠した「頭」としての王の権力は本来制限されていること、そしてもし王が臣民との約束を破り専制を開始すれば、臣民は武力抵抗権の行使も辞さないことが主張された。

「形態」によれば、そうした制限王政の理想が達成されている国はイギリスとスウェーデンであった。ここで注目しなければならないのは、とりわけイギリスは中世ハンガリーのような選挙王政国家ではなく世襲王政国家であったが、議会における推戴を通じた合意によって議会が世襲王を選出している国としてハイノーツィの目に映ったということである。この議論は、世襲王家としてのハプスブルク家の存続を認めつつも、王は貴族と市民が参加する最高立法会議の一院にすぎない、という93年の「構想」での主張（「議会のなかの王」と同一のものである。

「構想」で展開されている世襲王政と共和政との両立に端的に表れるように、初期ジャコバンの理論的基盤となったのは世襲家門の選挙という近世的伝統とこれに基づく啓蒙改革イデオロギーとしてのヨーゼフ主義ではなかったか。つまり、ヨーゼフ主義とフランス・ジャコバン主義との絶妙な融合により、イギリスの制限君主制論も加味されながら、「世襲王政の共和国」論が出現したのではないか。それを実証するかのように、16世紀から18世紀にかけて完全な選挙王政を実現したポーランド（「選挙王政の共和国」）について、この時期のハイノーツィは理想の共和国と考えず、言及することを避けた。この事実は、近代ヨーロッパの「王のいる共和政」論には、「選挙王政の共和国」と「世襲王政の共和国」とが存在したことを如実に表している。ハンガリー初期ジャコバン主義は後者を

信奉したということになる。

ではなぜハンガリー・ジャコバン主義は、初期の「王のいる共和政」から後期の「王のいない共和政」へと主張を転換するに至ったのか。これは本質的な思想転換であるが、1793年から94年にかけての内外の要因の双方からこれを説明することができるだろう。フランス革命の勃発とヨーゼフ二世の死去を受けて、後継のレオポルドは先王の行き過ぎた改革を極力撤回した。フランツ二世に至っては対仏戦の開始のほか国内で反動的な色彩を強め、やがてマルティノヴィチやハイノーツィをはじめ多くの進歩的知識人を政府の役職から追放する。両者は公職追放前の93年の「構想」で、（新政府にも了解可能と思われた）ヨーゼフ主義の伝統の上に立ち、なおかつジャコバン主義的な要素を取り入れた「世襲王政の共和国」論を主張した。しかしこれも実現せず、両者は王政の維持を前提とする「王のいる共和政」論に深く失望することになる。これと軌を一にして、「構想」の1ヶ月後に、フランスではそれよりはるかに急進的な人民主権を唱える1793年憲法が成立し、各国に衝撃を与えた。さらに、同年9月から年末まで続いたトゥーロンの戦いで、当初劣勢であったフランス共和派の革命軍が、ナポレオンの活躍により王党派および反仏連合軍に勝利して攻勢に転じ革命戦争の形勢が逆転したことも、マルティノヴィチとハイノーツィが「王のいない共和政」論に傾斜していく上で大きく作用した。こうした内外の諸事件を踏まえ、翌年5月にととう両者はウィーンとの絶縁に踏み切り、「改革派問答書」と「自由・平等問答書」の表明へと至るのであった。つまり、1794年夏になってようやくハンガリー・ジャコバン主義者は「王のいない共和政」論、つまり政治的革命主義へと転換することになったのである。

以上の検証結果によって本研究は、ハンガリー初期ジャコバン主義は、世襲君主の強権により啓蒙改革を断行するという近世的なヨーゼフ主義の土壤に、イギリスの制限君主制およびフランス・ジャコバン主義の共和国思想が融合するかたちで出現した。その政体論は「世襲王政の共和国」論であった。この事実は、フランス革命後の近代ヨーロッパ共和政史研究に「王のいる共和政」論という新たな範疇の存在を提起するほか、さらにそこに「選挙王政の共和政」と「世襲王政の共和政」という二つの理論が存在したことを教えてくれるのである。従来の研究にこれら二つの分析枠を提示することが可能となろう。同時に、「選挙王政の共和国」と「世襲王政の共和国」という二つの政治理論を結びつけるような新しいタイプの国制思想の生成過程をも解明することができた。つまり、これによって、ヨーロッパの周辺地域の個別事例からジャコバ

ン主義を検証する「分析枠」を提示することでできたのではないかと考える。その分析枠は、一方でまだ全容が解明されていないヨーロッパ各地のジャコバン主義の総合的把握に資するはずであり、ひいては、「王のいる共和政」という近代ヨーロッパ共和主義における新たな側面の通時的・動態的把握をも可能とするはずである。本研究によって、ヨーロッパ共和政史研究に新地平を拓くことができたといえよう。実際に本成果は、以下の「主な発表論文等」で公表し、高い評価を受けている。

#### 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 3 件)

中澤達哉、書評：割田聖史『プロイセンの国家・国民・地域—19世紀前半のポーゼン州・ドイツ・ポーランド』(有志舎、2012年)、東欧史研究、査読無、第35号、2013年、100-105頁。

中澤達哉、18-19世紀ハプスブルク複合王政下の近代国民形成と政治的正統性—ヨーロッパの「極端なる典型」、西洋史論叢、査読無、第34号、2012年、19-29頁。

NAKAZAWA Tatsuya, Boundary Mechanisms in the Formulation of National Identity: A Case Study of Students in the English Department at Selye János University, Eruditio-Educatio, 査読有, Vol. 3, 2012, pp. 106-121.

〔学会発表〕(計 4 件)

中澤達哉、1989年以降世代の東欧史研究と二宮宏之の歴史学、近世ヨーロッパ史研究会、2013年3月23日、京都大学

中澤達哉、書評：割田聖史『プロイセンの国家・国民・地域—19世紀前半のポーゼン州・ドイツ・ポーランド』(有志舎、2012年)、西洋近現代史研究会、2012年11月17日、専修大学

NAKAZAWA Tatsuya, Boundary Mechanisms in the Formulation of National Identity: A Case Study of Students at Selye János University”, Toyota Foundation International Symposium on

“Transboundary symbiosis over the Danube and EU integration, September 12, 2012, シェエ・ヤーノシュ大学・スロヴァキア共和国

中澤達哉、18-19世紀ハプスブルク複合王政下の近代国民形成と政治的正統性—ヨーロッパの「極端なる典型」、早稲田大学西洋史研究会シンポジウム、2011年12月10日、早稲田大学

〔図書〕(計 3 件)

中澤達哉、成文堂、ハンガリー初期ジャコバン主義の「王のいる共和政」理論—近代ヨーロッパにおける共和主義の多様性と共生の諸形態、森原隆編『ヨーロッパ・『共生』の政治文化史』、2013年、84-105頁。

ドゥシャン・シクヴァルナ著・中澤達哉訳、昭和堂、国民を思い描く—スロヴァキアにおけるシンボルの誕生、篠原琢・中澤達哉編『ハプスブルク帝国政治文化史—継承される正統性』、2012年、161-184頁。

中澤達哉、昭和堂、ハプスブルク家とハンガリー王冠—戴冠儀礼と統治の正統性、篠原琢・中澤達哉編『ハプスブルク帝国政治文化史—継承される正統性』、2012年、65-104頁。

〔産業財産権〕

○出願状況 (計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

○取得状況 (計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ  
福井大学・教育地域科学部・西洋史・中澤達哉研究室 科学研究費補助金  
<http://nakazawa-fukui.com/subsidy>

#### 6. 研究組織

(1) 研究代表者

中澤達哉 (NAKAZAWA Tatsuya)

福井大学・教育地域科学部・准教授

研究者番号：60350378

(2)研究分担者  
なし ( )

研究者番号：

(3)連携研究者  
なし ( )

研究者番号：